



# 埼玉県報

第430号  
令和5年(2023年)  
7月14日  
金曜日

## 目次

### 告示

- 指定納付受託者の指定 (情報システム戦略課)
- 令和5年度第6回狩猟免許試験の実施 (みどり自然課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示 (商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示 (商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示 (商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示 (商業・サービス産業支援課)
- 保安林の指定施業要件の変更予定 (森づくり課)
- 埼玉県議会委員会規程の一部を改正する規程 (政策調査課)
- 不在者投票を行うことができる施設の指定 (選挙管理委員会)

### 雑報

- 埼玉縣市町村職員共済組合公告 (市町村課)

# 告示

## 埼玉県告示第七百九十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次の表の上欄に掲げるサービスを利用した手数料等の納付について同表の中欄に掲げる者を指定納付受託者に指定した。

令和五年七月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 サービスの名称、指定納付受託者の事務所の所在地等及び指定期間

| サービスの名称        | 指定納付受託者の事務所の所在地、名称及び代表者氏名                      | 指定期間                           |
|----------------|--|--------------------------------|
| 埼玉県電子申請・届出サービス | 東京都江東区豊洲三丁目三番三号<br>株式会社NTTデータ<br>代表取締役社長 佐々木 裕 | 令和五年七月一日<br>から令和六年三月<br>三十一日まで |

二 指定をした日

令和五年七月一日

## 告示

### 埼玉県告示第七百九十六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第四十一条の狩猟免許試験を次のとおり実施する。

令和五年七月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 免許の区分、試験の期日及び会場並びに狩猟免許申請書の提出期限

| 免許の区分 | 期日              | 会場                | 提出期限              |
|-------|-----------------|-------------------|-------------------|
| わな猟   | 令和六年<br>三月二日（土） | 埼玉県県民活動<br>総合センター | 令和五年<br>十二月二十日（水） |

二 受験資格

試験当日において、次のイ及びロに該当する者

イ 県内に住所を有する者

ロ 法第四十条各号のいずれにも該当しない者

三 狩猟免許申請書の提出先

受験者の住所地を管轄する環境管理事務所

四 提出書類

イ 狩猟免許申請書

ロ 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）一枚

ハ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し  
ニ 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていない者にあつては、その者が法第四十条第二号から第四号までの規定に該当しないことについての医師の診断書

五 狩猟免許申請手数料

五千二百円（法第四十九条第一号に掲げる者にあつては三千九百円）相当額の埼玉県収入証紙を狩猟免許申請書に貼り付けて納付すること。

六 試験の方法

イ 試験は、次に掲げる科目について行う。

| 区分   | 科目  |                         |
|------|---|-------------------------|
| 適性試験 | 視力<br>聴力<br>運動能力                                  |                         |
| 知識試験 | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令<br>猟具<br>鳥獣<br>鳥獣の保護及び管理 | 猟具の使用の是非の判別及び架設並びに獣類の判別 |

ロ 技能試験は、適性試験及び知識試験の合格者に対して行う。

ハ 法第四十九条第一号に該当する者については、知識試験のうち、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理に係るものを免除する。

七 狩猟免許申請書の配布

狩猟免許申請書は、埼玉県ホームページ及び各環境管理事務所において配布する。

# 告示

## 埼玉県告示第七百九十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年七月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 届出の概要等

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー高麗川店

埼玉県日高市字鹿山三百八番地一外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野清巳

埼玉県川越市脇田本町一番地五

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市新宿町一丁目十番地一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野清巳

埼玉県川越市脇田本町一番地五 外 計五者

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市新宿町一丁目十番地一 外 計五者

### ハ 変更年月日

令和五年三月十七日外

### ニ 届出年月日

令和五年六月二十八日

### 二 縦覧期間

令和五年七月十四日から令和五年十一月十四日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年七月十四日から令和五年十一月十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

## 埼玉県告示第七百九十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年七月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 届出の概要等

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー高麗川店

埼玉県日高市字鹿山三百八番地一外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前） 三千五百五十一平方メートル

（変更後） 四千三百八平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

（変更前） 位置 図面省略 総収容台数 一八七台

（変更後） 位置 図面省略 総収容台数 二二二台

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前） 位置 図面省略 総容量 五八立方メートル

（変更後） 位置 図面省略 総容量 六二立方メートル

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前） 出入口の数 二か所 位置 図面省略

（変更後） 出入口の数 七か所 位置 図面省略

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前） 第一駐車場 午前八時三十分から翌午前零時三十分

第二駐車場 午前八時三十分から翌午前零時三十分

（変更後） 第一駐車場 午前八時三十分から翌午前零時三十分

第二駐車場 午前八時三十分から翌午前零時三十分

第三駐車場 午前八時三十分から午後十時

第四駐車場 午前八時三十分から午後十時

### ハ 変更年月日

令和六年二月二十九日

### ニ 届出年月日

令和五年六月二十八日

二 縦覧期間

令和五年七月十四日から令和五年十一月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年七月十四日から令和五年十一月十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課



# 告示

## 埼玉県告示第七百九十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年七月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 届出の概要等

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友川口芝店

埼玉県川口市芝高木二丁目一番一号

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫

東京都北区赤羽二丁目一番一号

（変更後）株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目十二番十号 外 計二者

### ハ 変更年月日

令和五年五月八日外

### ニ 届出年月日

令和五年六月三十日

### 二 縦覧期間

令和五年七月十四日から令和五年十一月十四日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

令和五年七月十四日から令和五年十一月十四日まで

#### ロ 意見書提出先



# 告示

## 埼玉県告示第八百号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年七月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 届出の概要等

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友川口芝店

埼玉県川口市芝高木二丁目一番一号

#### ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 総収容台数 四三台

（変更後）位置 図面省略 総収容台数 六二台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 二か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 三か所 位置 図面省略

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）第一駐車場 午前零時から翌午前零時

（変更後）第一駐車場 午前零時から翌午前零時

第二駐車場 午前七時から午後十時

#### ハ 変更年月日

令和六年三月一日

#### ニ 届出年月日

令和五年六月三十日

### 二 縦覧期間

令和五年七月十四日から令和五年十一月十四日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年七月十四日から令和五年十一月十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第八百一十号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

令和五年七月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
秩父市（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
      - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
  - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 告 示

### 埼玉県議会告示第七号

埼玉県議会委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年七月十四日

埼玉県議会議長 立石 泰 広

埼玉県議会委員会規程の一部を改正する規程

埼玉県議会委員会規程（昭和五十八年埼玉県議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第一項中「発生等」の下に「若しくは育児、介護等のやむを得ない事由」を加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

# 告 示

## 埼玉県選管告示第四十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項  
第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者  
投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和五年七月十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

| 種 別   | 施設の開設主体及び名称             | 所 在 地                   |
|-------|-------------------------|-------------------------|
| 老人ホーム | 医療法人さくら<br>ふじさくら有料老人ホーム | 埼玉県富士見市水谷東一丁目二<br>十八番一号 |

## 雑報

埼玉県市町村職員共済組合公告

埼玉県市町村職員共済組合定款第五条の規定に基づき、令和四年度決算の要旨を公告する。

令和五年七月十四日

埼玉県市町村職員共済組合理事長 富岡勝則



| 損益計算書の要旨             |                      |            |            |           |                |                |            |           |           |           |             |             | (単位:千円)   |           |        |  |
|----------------------|----------------------|------------|------------|-----------|----------------|----------------|------------|-----------|-----------|-----------|-------------|-------------|-----------|-----------|--------|--|
| 経理区分                 | 短期                   | 厚生年金<br>保険 | 退職等年金      | 経過的長期     | 退職等年金<br>預託金管理 | 経過的長期<br>預託金管理 | 業務         | 保健        | 宿泊        |           | 貯金          | 貸付          | 物資        | 財形        |        |  |
|                      |                      |            |            |           |                |                |            |           | アルペンローゼ   | 会館        |             |             |           |           |        |  |
| 収<br>入               | 負担金                  | 18,000,994 | 51,319,887 | 2,690,695 | 347,099        |                | 644,620    | 768,989   |           |           |             |             |           |           |        |  |
|                      | 掛金(組合員保険料)           | 17,939,306 | 32,785,695 | 2,690,709 |                |                |            | 758,895   |           |           |             |             |           |           |        |  |
|                      | 施設収入・商品売上            |            |            |           |                |                |            |           | 196,289   | 45,539    |             |             |           |           |        |  |
|                      | 利息及び配当金              | 1,750      |            |           |                | 37,055         | 10,039     | 162       | 353       | 1,802     | 255         | 6,103,067   | 10        | 1         |        |  |
|                      | その他収入                | 3,511,092  |            |           |                |                |            | 257,371   | 120,296   | 2,913     | 115,258     | 1,046,720   | 57,898    | 66,894    | 366    |  |
|                      | 他経理から繰入金             |            |            |           |                |                |            | 122,182   |           | 110,000   |             |             |           |           |        |  |
|                      | 前年度支払準備金             | 2,518,966  |            |           |                |                |            |           |           |           |             |             |           |           |        |  |
| 計                    | 41,972,108           | 84,105,582 | 5,381,404  | 347,099   | 37,055         | 10,039         | 1,024,335  | 1,648,533 | 311,004   | 161,052   | 7,149,787   | 57,908      | 66,895    | 366       |        |  |
| 支<br>出               | 給付                   | 19,475,975 |            |           |                |                |            |           |           |           |             |             |           |           |        |  |
|                      | 役員員給与                |            |            |           |                |                | 262,477    | 55,277    | 23,651    | 28,106    | 46,948      | 53,866      |           |           |        |  |
|                      | 旅費・事務費               |            |            |           |                |                | 52,432     | 6,565     | 2,921     | 450       | 6,792       | 2,953       | 164       |           |        |  |
|                      | 商品仕入                 |            |            |           |                |                |            |           | 6,141     | 4         |             |             |           |           |        |  |
|                      | 飲食材料費                |            |            |           |                |                |            |           | 59,581    |           |             |             |           |           |        |  |
|                      | 委託費                  |            |            |           |                |                | 123,133    | 171,340   | 76,656    | 30,884    | 155,838     | 15,000      | 600       |           |        |  |
|                      | 支払利息                 |            |            |           |                | 37,055         | 10,039     |           |           |           | 6,900,046   | 37,055      | 53,416    | 366       |        |  |
|                      | 連合会払込金               | 496,784    |            |           |                |                |            |           |           |           |             |             |           |           |        |  |
|                      | 負担金払込金               |            | 51,319,887 | 2,690,695 | 347,099        |                |            |           |           |           |             |             |           |           |        |  |
|                      | 掛金払込金(組合員<br>保険料払込金) |            | 32,785,695 | 2,690,709 |                |                |            |           |           |           |             |             |           |           |        |  |
|                      | 前期高齢者納付金             | 6,243,183  |            |           |                |                |            |           |           |           |             |             |           |           |        |  |
|                      | 後期高齢者支援金             | 8,071,306  |            |           |                |                |            |           |           |           |             |             |           |           |        |  |
|                      | 病床転換支援金              | 21         |            |           |                |                |            |           |           |           |             |             |           |           |        |  |
|                      | 老人保健拠出金              |            |            |           |                |                |            |           |           |           |             |             |           |           |        |  |
|                      | 退職者給付拠出金             |            |            |           |                |                |            |           |           |           |             |             |           |           |        |  |
| 他経理へ繰入金              | 122,182              |            |            |           |                |                |            | 110,000   |           |           |             |             |           |           |        |  |
| その他支出                | 6,382,668            |            |            |           |                |                | 550,721    | 1,233,184 | 179,907   | 76,704    | 42,137      | 20,386      | 12,080    |           |        |  |
| 次年度支払準備金             | 2,843,707            |            |            |           |                |                |            |           |           |           |             |             |           |           |        |  |
| 計                    | 43,635,826           | 84,105,582 | 5,381,404  | 347,099   | 37,055         | 10,039         | 988,763    | 1,576,366 | 348,857   | 136,148   | 7,151,761   | 129,260     | 66,260    | 366       |        |  |
| 牽引当期利益又は当期<br>損失金(△) | △ 1,663,718          |            |            |           |                |                | 35,572     | 72,167    | △ 37,853  | 24,904    | △ 1,974     | △ 71,352    | 635       |           |        |  |
| 貸借対照表の要旨             |                      |            |            |           |                |                |            |           |           |           |             |             |           |           |        |  |
| 資<br>産               | 流動資産                 | 9,338,147  | 5,145,192  | 342,230   | 2,591          | 6,264          | 671,051    | 1,300,909 | 2,743,104 | 1,369,634 | 1,240,296   | 41,946,318  | 1,234,437 | 39,204    | 1      |  |
|                      | 固定資産                 |            |            |           |                | 3,431,000      | 12,553,950 | 2,658     | 1         | 1,940,799 | 881,079     | 435,674,229 | 4,558,833 | 2,957,170 | 67,385 |  |
| 資産合計                 | 9,338,147            | 5,145,192  | 342,230    | 2,591     | 3,437,264      | 13,225,001     | 1,303,567  | 2,743,105 | 3,310,433 | 2,121,375 | 477,620,547 | 5,793,270   | 2,996,374 | 67,386    |        |  |
| 負<br>債               | 流動負債                 | 136,253    | 5,145,192  | 342,230   | 2,591          |                |            | 41,293    | 541,751   | 18,468    | 8,363       | 453,964,395 | 2,517     | 1,468     |        |  |
|                      | 固定負債                 | 2,843,707  |            |           |                | 3,437,264      | 13,225,001 | 209,289   | 90,709    | 154,833   | 672,875     | 3,472       | 3,972,123 | 2,868,000 | 67,385 |  |
|                      | 負債合計                 | 2,979,960  | 5,145,192  | 342,230   | 2,591          | 3,437,264      | 13,225,001 | 250,582   | 632,460   | 173,301   | 681,238     | 453,967,867 | 3,974,640 | 2,869,468 | 67,385 |  |
| 純<br>資<br>産          | 資本剰余金                |            |            |           |                |                |            |           | 981       | 2,130,777 | 988,151     |             |           |           |        |  |
|                      | 利益剰余金                | 6,358,187  |            |           |                |                |            | 1,052,985 | 2,109,664 | 1,006,355 | 451,986     | 23,652,680  | 1,818,630 | 126,906   | 1      |  |
|                      | 純資産合計                | 6,358,187  |            |           |                |                |            | 1,052,985 | 2,110,645 | 3,137,132 | 1,440,137   | 23,652,680  | 1,818,630 | 126,906   | 1      |  |
| 負債・純資産合計             | 9,338,147            | 5,145,192  | 342,230    | 2,591     | 3,437,264      | 13,225,001     | 1,303,567  | 2,743,105 | 3,310,433 | 2,121,375 | 477,620,547 | 5,793,270   | 2,996,374 | 67,386    |        |  |